



飯南町住みよい地域創造事業

- 平成25年度～平成27年度
- 頓原地区高齢者を対象に懇談会を開催



地域課題

これらの課題を同時に解決できる方法を検討
飯南町保健福祉課 地域包括支援センター①



生活支援(買い物)+高齢者健康体操(飯南町長生き体操)で人と地域をもつと元気に

社会福祉法人 友愛会 愛寿園
園長 吉田 元子

飯南町 嘉原公民館
主事 畠山良一

○ 飯南町保健福祉課 地域包括支援センター
理学療法士 嘉田将典

飯南町保健福祉課 地域包括支援センター①



地域課題解決型公民館支援事業

生活支援(買い物など)
+ 高齢者健康体操(飯南町長生き体操)

- 生活支援に健康体操を組み合わせる意味
 - ・高齢者の元氣づくり・健康新命延年伸に生活支援を組み込むことで生活密着となる。
 - ・有料送迎ではなく、あくまで健康体操の送迎という位置付けとする。
- ・介護保険制度改革改正(新たな介護予防・日常生活支援総合事業展開へのモデル事業としての位置付け)。

飯南町保健福祉課 地域包括支援センター①



□ 地域全体での取り組み

出典:平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書



飯南町保健福祉課 地域包括支援センター①



飯南町で多いケース



①

飯南町保健福祉課 地域包括支援センター



①

飯南町保健福祉課 地域包括支援センター



飯南町長生き体操

- ・長生きの曾祖母の体操がもともと先進地でのヨツツを加えました。
- ・全12種類。4月～3月までの季節の童謡に合わせて行います。ペネルが置ければ場所を選べません。
- ・重りを使って筋力をつけるための体操です。
- ・皆さんに合った重さになるよう調整します。
- ・皆さんが知っている童謡にあわせて行える体操
- ・誰でも、いつもでも、どこでも行えます。
- ・効果が明らかで地域住民が「取り組みたい」と思える体操になっています。

①

飯南町保健福祉課 地域包括支援センター



生活支援（買い物など）効果



①

飯南町保健福祉課 地域包括支援センター

まとめ

- ・全ての地域住民が歩いて通えるわけではない。頓原地区の中には、近隣まで500M以上離れているところも多い。
- ・今後、生活支援と健康新体制・送迎を制度の中でもうまく組み合せて提供できる仕組み作りが重要にならなくてくる。
- ・今回の取り組みは、地域社会資源を組み合わせた地域課題の解決につながる継続可能な事業のモデルになる。

飯南町長生き体操地域展開状況

- ◆通いの場の増加
- ◆地域高齢者における廃用予防
- ◆地域力の向上



飯南町長生き体操

現在30箇所 約340人

2017-6-16 現在

介護認定のある方も多數参加



住み慣れた地域でいつまでも
健康で幸せに暮らしていけるように

介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

平成29年4月から始まります



介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援を目的とした事業です。雲南広域連合（雲南市・奥出雲町・飯南町）では、平成29年4月から新しい総合事業に移行します。

雲南広域連合・雲南市・奥出雲町・飯南町

内閣二の御正令御詔勅宣示書目・御元節化 する御吉誠の御平定と御対照

内閣二の御正令御詔勅宣示書目・御元節化

する御吉誠の御平定と御対照



内閣二の御正令御詔勅宣示書目・御元節化
する御吉誠の御平定と御対照

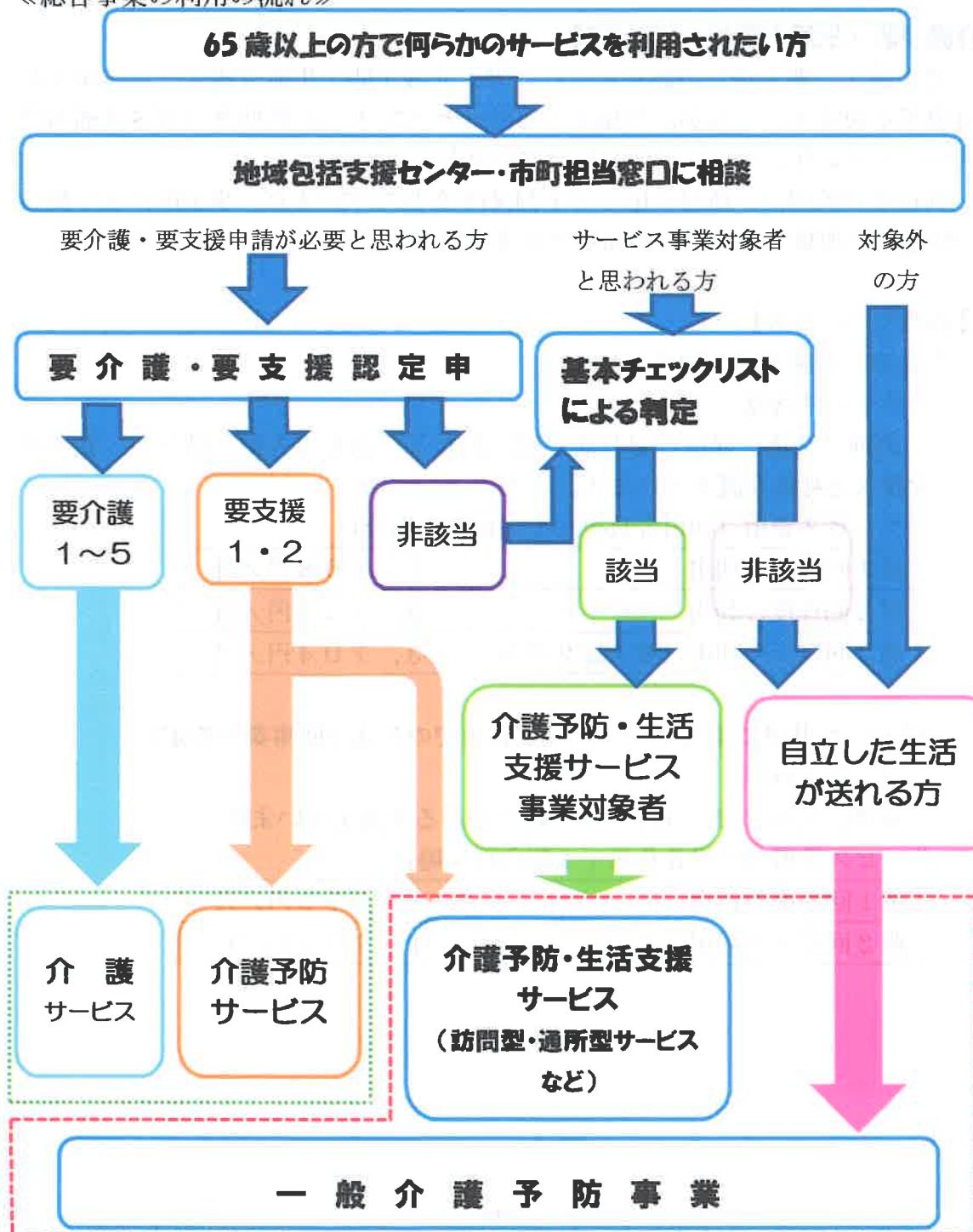
内閣二の御正令御詔勅宣示書目・御元節化

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは

市町が主体で行う地域支援事業のひとつとして、65歳以上の方々を対象に、その人の状態や必要性に合せたさまざまなサービスを提供する事業です。

総合事業では、要支援1・2に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」を行い、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。

《総合事業の利用の流れ》



介護保険法の改正

介護保険法の改正によりこれまで予防給付で行っていた訪問介護及び通所介護と介護予防事業を併せて新しい総合事業となりました。これまで全国一律のサービスをより地域のニーズに応じた多様で幅広いサービスが提供できるようになります。

この改正に伴い、これまでの介護予防事業の訪問介護や通所介護の内容が一部変更となりました。また、これまで利用されていた皆さんで、4月以降も継続して利用される方は、手続きが必要となります。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1、要支援2の認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業の対象者と判定された方が、利用できるサービスです。訪問型サービスと通所型サービスがあり、サービスの内容は次のとおりです。

利用者の負担は、所得に応じて1割又は2割です。また、事業所により職員の処遇改善加算などの負担が加算されます。

【訪問型サービス】

①従来の介護予防訪問サービス

○サービス内容

調理、洗濯、掃除など生活全般にわたる介護及び入浴、排せつ、食事の介護など身体介護を行います。

○サービス費用（利用者負担：1割負担の場合）

週1回程度の利用	1,168円／月
週2回程度の利用	2,335円／月
週2回以上の利用（要支援2のみ）	3,704円／月

②緩和した基準によるサービス（これまでの介護予防事業を想定）

○サービス内容

調理、洗濯、掃除など生活全般にわたる介護を行います。

○サービス費用（利用者負担：1割負担の場合）

週1回程度の利用	876円／月
週2回程度の利用	1,752円／月

【通所型サービス】

①従来の介護予防通所サービス

○サービス内容

在宅の方に、通所介護事業所等に通ってもらい（送迎）、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等について相談・助言、健康状態の確認など日常生活の世話と機能訓練を行います。

サービス費用（利用者負担：1割負担の場合）

要支援1・サービス事業対象者	1,647円／月
要支援2	3,377円／月

※食事など自己負担があります。

②緩和した基準によるサービス（これまでの介護予防事業を想定）

○サービス内容

在宅の方に、通所介護事業所等に通ってもらい（送迎）、機能訓練や生活等について相談・助言、健康状態の確認など元気に日常生活を送れるよう支援を行います。

サービス費用（利用者負担：1割負担の場合）

週1回程度の利用	1,367円／月
----------	----------

※食事など自己負担があります。

平成29年3月までサービスを利用していた皆様へ

○要支援1、要支援2の方で訪問介護、通所介護を利用していた方

サービス内容や利用者負担等は変更がありません。

総合事業開始に伴い、地域包括支援センターや介護事業所との契約が必要となります。（又はからサービス提供に伴う制度変更の説明があります）

○介護予防事業の訪問型・通所型サービスを利用していた方

4月以降も継続してサービスを利用する場合、新たにチェックリストにより判定が必要となります。この手続きについては、別途お知らせします。

サービス提供内容は変更がありませんが、利用者負担金額が変更になります。また、通所サービスを利用されたいた方の食事等の自己負担は、各事業所から連絡があります。

総合事業開始に伴い、地域包括支援センターやサービス提供事業所との契約が必要となります。（又はサービス提供に伴う制度変更の説明があります）

